

令和2年度 農作業標準労働賃金協定表

令和2年4月～翌年3月末まで
大山町農業委員会

作業名		協定額（税込み）	摘要
田植え	機械植え（10 a 当たり）	6,600 円	1. 側条施肥付 500 円加算 2. その他薬剤散布等は適宜加算
一般労務		850 円	1. 1 時間当たりの料金 2. 時間帯により適宜加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む
耕耘機・トラクター	荒 起	6,600 円	1. 農地の状況により適宜加算
	こ な し	3,900 円	
	代 か き	5,300 円	
	こなし・代かき同時	7,600 円	
	フ レ ー ル モ ア （10a 当たり）	6,100 円	
堆肥	散 布	1,500 円	1. 1 t 当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金
あぜ草刈（1 時間当たり）		1,800 円	1. 刈払機（機械代・燃料代含む）
あぜ塗り（1 m 当たり）		70 円	1. 農地の状況により適宜加算
薬 剤 散 布（10a 当たり）		1,000 円	1. ナイアガラ散布（機械代・燃料代含む）
追 肥（10a 当 たり）		1,500 円	1. 機械代・燃料代含む
稲刈	バインダー（10a 当たり）	8,100 円	1. すみ刈りは、委託者で行う
	コンバイン（10a 当たり）	17,300 円	1. カッター使用の場合は 500 円加算 2. 結束機使用の場合は 2,000 円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算する 2 割～5 割の倒伏・・・1 割増 5 割以上の倒伏・・・3 割増 5. 湿田の場合は協議のうえ加算する
稲脱穀	ハーベスター（10a 当たり）	7,600 円	

★消費税総額表示（協定額は消費税 10% を含んだものです）

※梨については、西部果樹協会（☎0859-37-5814）までお問い合わせください。

※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、上記を参考に話し合いにより決定してください。

◆問い合わせ先 農業委員会 ☎0858-58-6115